

平成24年度 第5回 庁 議 要 旨

日 時：平成24年5月31日（月）

午後4時

会 場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市表彰規定の見直しについて（企画部秘書広報課）

市政功労者表彰基準を明確化し、透明性と公平性を図ることを目的に、表彰基準の一部見直し等を行おうとするもの。

(1) 主な内容

① 表彰基準の見直し

- ・「市の行政運営及び発展について特別の功労のあった者」のうち、議会選出の監査委員を除く監査委員の基準年数を、5年から8年に改める
- ・「消防、防犯、交通安全等治安維持に尽力し、その功績顕著な者」のうち、「消防団員（部長以上の経歴の多い者）」を「消防団員（部長以上の者）」に改める
- ・消防団員の基準年数を15年から12年に改める
- ・「消防、防犯、交通安全等治安維持に尽力し、その功績顕著な者」のうち、「交通安全指導員（班長以上の経歴の多い者）」を「交通安全指導員（班長以上の者）」に改める

2 新墓地建設計画の変更について（生活環境部環境課）

平成14年3月に、合併による市域の拡大や墓地需要の変化に対応するため、石巻市沢田字小友山、同真野字小島山に新墓地建設を建設する石巻市新墓地基本計画を策定したが、東日本大震災による市の墓地事情への配慮から、市内宗教法人から約4haの墓地用地の寄附の申し出があり、検討の結果、寄附申し出のあった土地について用地造成が容易で造成費が安価になること、それに伴い早期の墓地供給が可能になること、用地買収費も不要となり事業費が圧縮できることから、永代使用料を低廉に抑えることができるなどの理由から、新墓地計画を変更しようとするもの。

(1) 主な内容

① 新墓地予定地の変更

- ・沢田字小友山及び真野字小島山 → 南境大衡山地区に変更

② 新墓地供用開始年度の変更

- ・平成27年度 → 平成26年度

③ 供給墓所予定数の変更

- ・3,250区画 → 2,800区画に変更
- ・個別集合墓所300については変更なし

3 石巻市公共事業空き地情報バンクの設置について（震災復興部土地利用住宅課）

防災集団事業の移転先として、現在、新市街地（新蛇田地区、新渡波地区）の計画を進めているが、被災市街地復興推進地域の移転対象者へのアンケート調査では、新蛇田地区への希望が多い状況であり、また、半島部から市街地への移転希望もあり、新市街地の整備だけでなく、市街化区域内にある未利用地を活用した移転先の確保が必要になったことから、市街化区域内にある空き地について、地権者の協力を得ながら情報を登録し、防災集団移転促進事業等の公共事業で利用することにより、市街化区域内の未利用地の有効利用と中心部への定住化を促進するため、空き地情報バンクを創設しようとするもの。

(1) 主な内容

① 募集対象

- ・石巻市内の土地の売却を希望する地権者

- ② 募集要件
 - ・旧石巻市の市街化区域内であること（被災市街地復興推進地域及び都市計画施設を除く）
 - ・概ね 150 m²以上の敷地面積であること
 - ・4m以上の幅員の公道に 2m以上接していること
 - ・更地であること又は地権者において更地にすることができること
 - ・土地利用に支障となる地下埋設物がないこと
 - ・土地に抵当権等が登記されている場合、解除できることが明らかなこと
- ③ 募集期間
 - ・平成 24 年 6 月 15 日から
 - ・期限は設けず、制度の利用状況等を判断して募集期間を設ける
- ④ 登録情報利用方法
 - ・石巻市が施行する公共事業に限り利用する
 - ・一般公開はしない
- ⑤ 周知方法
 - ・広告
 - ・市報への掲載
 - ・インターネットへの掲載
 - ・新聞への掲載
- ⑥ 応募方法
 - ・所定の申込書に必要事項を記入のうえ、土地利用住宅課に持参するか、郵送する
 - ・申込書は土地利用住宅課で配布する。また、石巻市のホームページからのダウンロードも利用可能とする

4 宮城県民間投資促進特区の変更認定に伴う工場立地に係る緑地等規制の緩和について

（産業部商工観光課）

平成 24 年 2 月 9 日に内閣総理大臣の認定を受けた「宮城県民間投資促進特区（いわゆる「ものづくり特区」）について、その認定を受けた市町村は、計画に定められた復興産業集積区域で適用できる緑地面積等の基準を条例で定めることができる。

このことから、宮城県から対象市町村に対して緩和措置制度の利用について照会があり、本市としては、復興には雇用の確保が重要であり、そのためには産業復興が不可欠であるとして利用する旨を回答し、当該特区制度の変更が承認された。

このことを受け、工場の復旧及び新規企業立地を促進するため、この特例を活用して工場立地法及び企業立地促進法で定める緑地、環境施設の敷地面積に占める割合を緩和しようとするもの。

(1) 主な内容

- ① 現行の工場立地法で定める準則
 - ・緑地を含む環境施設面積の敷地面積に占める割合 25%以上
 - ・上記 25%のうちの緑地面積 20%以上
- ② 緩和による割合の変更
 - ・敷地面積に対する緑地面積の割合 → 3%を下限とする
 - ・敷地面積に対する環境施設面積 → 3%を下限とする

※これらは石巻市開発指導要綱に規定する緑地率 3%を参考として規定するものである

[報告事項]

1 平成 24 年度男女共同参画週間に伴う啓発事業について（企画部市民協働推進課）

国では、毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までを「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会基本法の目的、基本理念についての理解を深めることを目的に、全国各地で様々な行事を実施しており、本市においても南三陸人権啓発活動地域ネットワーク協議会、仙台北法務局石巻支局、石巻人権

擁護委員協議会との共催により啓発事業を実施する。

(1) 主な内容

- ① 男女共同参画週間PRキャンペーン
 - ・実施日時 平成24年6月24日(日) 午前11時～12時
 - ・実施場所 イオンモール石巻 1階「緑の広場」
 - ・実施内容 法務省人権イメージキャラクターによる人権擁護及び男女共同参画啓発PR
- ② 男女共同参画週間PRパネル展示会
 - ・実施日時等
平成24年6月24日(日) イオンモール石巻1階「緑の広場」
平成24年6月25日(月)～6月29日(金) 市庁舎2階通路
- ③ DV相談窓口PRカード作成・配布
 - ・配布日時 平成24年6月24日(日)
 - ・配布場所 市内量販店、公共施設等
 - ・配布方法 DV相談PRカードを市内量販店等に配布し、化粧室等女性が手に取りやすい場所への据置を依頼する
- ④ 石巻図書館における「男女共同参画コーナー」開設
 - ・開設日時 平成24年6月23日(土)～6月29日(金)
 - ・開設場所 石巻市図書館1階ロビー
 - ・実施内容 関連図書及び絵本コーナー開設及び啓発パンフの配置
(啓発パンフは市内各図書館分館にも配置)

2 いしのまき水辺の緑のプロムナード計画懇談会の設置について(建設部河川港湾室)

市民と水辺との関わりや歴史・文化等を踏まえ、旧北上川の堤防整備と連携し、人々が集い憩える散策路・空間等を創出することを目的に平成23年2月に「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画」を策定したが、東日本大震災による旧北上川の河川堤防の高さが従前と異なる高さで計画されていること、震災による土地利用のあり方、さらにはプロムナードの拠点施設が損壊していることから、同計画の改定が必要となったため、新たに懇談会を設置することとした。

(1) 主な内容

- ① 懇談会の委員(10名以内)
 - ・東北学院大学教授(舟運文化)
 - ・石巻専修大学教授(観光学)
 - ・石巻千石船の会会長
 - ・母なる北上川を愛する女性の会会長
 - ・その他市長が必要と認める者
- ② 懇談会の所掌事項
 - ・いしのまき水辺の緑のプロムナード計画改定に関する事項の調査及び検討
- ③ 事務局 建設部河川港湾室

以上